

補助金等を交付する際の条件について

補助金等の交付決定通知書に、次のような一文を見たことはありませんか？

『この補助金は、交付要綱の〇〇に掲げる事項を条件として交付するものである。』

- 補助金等は、国民が納めた税金その他の貴重な財源で賄われています。その使途については、国民一人ひとりが確認することができないため、補助金等が公平公正に使われるよう、法律で「交付の条件」に関する規定を設けています。

〈補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律〉

第7条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次ぎに掲げる事項につき条件を附するものとする。

- 一 補助事業等に要する経費の配分の変更（各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
 - 二 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用方法に関する事項
 - 三 補助事業等の内容の変更（各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
 - 四 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
 - 五 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、すみやかに各省各庁の長に報告してその指示を受けるべきこと。
- 2 各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する額を国庫に納付すべき旨の条件を附することができる。
- 3 前二項の規定は、これらの規定に定める条件のほか、各省各庁の長が法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するために必要な条件を附することを妨げるものではない。
- 4 補助金等の交付の決定に附する条件は、公正なものでなければならず、いやしくも補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等に対し干渉をするようなものであってはならない。

- この法律の規定を受けて、それぞれの補助金等について、交付要綱で「交付の条件」を定めています。

1 適正化法第7条第1項の規定により定められた条件

(1) 経費の配分の変更に関する事項

事業に要する経費の配分を変更する場合には、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生（支）局長の承認を受けなければなりません。

ただし、以下の経費の配分の変更は認めていませんのでご注意ください。

＜保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金＞

- ・施設整備事業と設備整備事業の間、及び直接補助事業と間接補助事業の間での経費の配分の変更。
- ・施設整備事業に要する区分ごとの経費の配分の変更。
※設備整備事業に要する区分ごとの経費の配分の変更をする場合は、地方厚生（支）局長の承認が必要です。
(それぞれの区分の配分額のいずれか低い額の10%以内の変更を除く)

＜地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金＞

- ・施設整備交付金と整備推進交付金との間の経費の配分の変更。
- ・介護療養型医療施設転換整備計画と先進的事業整備計画との間の経費の配分の変更。

(2) 契約に関する事項

事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはいけません。

また、地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県及び市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければなりません。

(3) 補助事業等の内容の変更に関する事項

事業の内容のうち、以下のものを変更する場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければなりません。

＜保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金＞

施設整備事業の場合

- ・建物の設置場所
- ・建物の規模若しくは構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
- ・病床数
- ・入所定員又は通所定員

設備整備事業

- ・購入価格が50万円以上の品目及びその数量
- ・病床数
- ・入所定員、通所定員又は利用定員

＜社会福祉施設等施設整備費国庫補助金＞

- ・建物の規模若しくは構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
- ・建物等の用途
- ・入所定員又は利用定員

＜地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金＞

- ・市町村整備計画の内容（軽微な変更を除く）

＜次世代育成支援対策施設整備交付金＞

- ・整備計画に記載された建物等の用途

（4）補助事業等の中止、廃止に関する事項

事業を中止し、又は廃止する場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければなりません。

（5）事業完了予定期日の変更に関する事項

事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに地方厚生（支）局長に報告してその指示を受けなければなりません。

2 適正化法第7条第2項の規定により定められた条件

（1）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額に関する事項

補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに地方厚生（支）局長に報告しなければなりません。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一社、一所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととなっています。

また、地方厚生（支）局長に報告があった場合には、仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることができます。

3 適正化法第7条第3項の規定により定められた条件

(1) 財産処分に関する事項

事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械器具等については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、地方厚生（支）局長の承認を受けないで、この補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはいけません。（次世代育成支援対策施設整備交付金により社会福祉法人等が事業を行う場合は機械器具の単価は30万円以上となります。）

また、地方厚生（支）局長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることができます。

※ここでいう「収入」とは、次のものをいいます。（財産処分納付金とは違いますので、ご注意ください。）

<既存建物等の処分による収入>

過去において補助金等の交付を受けて建設し、または改造、改築等により効用の増加した既存建物等（土地を除く）を処分することによる収入をいいます。

（厚生省所管補助金等にかかる寄附金その他の収入の取り扱いについて：昭和35年4月25日会発第1、312号）

(2) 補助財産の管理に関する事項

事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければなりません。

(3) 補助事業に係る書類の作成及び保管に関する事項

<地方公共団体の場合>

補助金等と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければなりません。（様式は交付要綱で示しています）

<地方公共団体以外の場合>

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5ヶ年保管しておかなければなりません。（様式は任意です）

(4) 他の補助金等に関する事項

補助金等の交付と対象経費を重複して、次の補助金等の交付を受けてはいけません。

＜保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金＞

- ・他の国庫補助金
- ・お年玉付き郵便葉書等寄附金配分金
- ・日本自転車振興会又は日本小型自動車振興会若しくは日本船舶振興会の補助金

＜社会福祉施設等施設整備費国庫補助金＞

- ・お年玉付き郵便葉書等寄附金配分金
- ・日本自動車振興会又は日本小型自動車振興会若しくは日本船舶振興会の補助金

＜地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金＞

- ・お年玉付き郵便葉書等寄附金配分金
- ・日本船舶振興会又は事業所内保育施設設置・運営等助成金並びに病院内保育所施設整備事業の補助金

＜次世代育成支援対策施設整備交付金＞

- ・お年玉付き郵便葉書等寄附金配分金
- ・財団法人JKA又は日本船舶振興会の補助金

(5) 資金提供の禁止に関する事項

地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはいけません。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金は除きます。

（保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金を除く）

(6) 間接補助事業に関する条件

ア 経費の配分の変更に関する事項

間接補助事業者が、間接補助事業に要する経費の配分を変更する場合には、補助事業者（都道府県知事、市町村（指定都市、中核市を含む。以下同じ。）長）の承認を受けなければなりません。（詳細は、1の（1）を参照してください）

また、補助事業者がこれを承認しようとする場合には、あらかじめ、地方厚生（支）局長の承認を受けなければなりません。

イ 間接補助事業等の内容の変更に関する事項

間接補助事業者が、間接補助事業等の内容を変更する場合には、補助事業者の承認を受けなければなりません。（詳細は、1の（3）を参照してください）

また、補助事業者がこれを承認しようとする場合には、あらかじめ、地方厚生（支）局長の承認を受けなければなりません。

厚生労働省 九州厚生局

ウ 間接補助事業の中止、廃止に関する事項

間接補助事業を中止し、又は廃止する場合には、補助事業者の承認を受けなければなりません。

また、補助事業者がこれを承認しようとする場合には、あらかじめ、地方厚生（支）局長の承認を受けなければなりません。

エ 間接補助事業完了予定期日の変更に関する事項

間接補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は間接補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに補助事業者に報告してその指示を受けなければなりません。

また、補助事業者が間接補助事業者に指示をしようとする場合には、あらかじめ、地方厚生（支）局長に報告しその指示を受けなければなりません。

オ 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額に関する事項

間接補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により間接補助金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに補助事業者に報告しなければなりません。

補助事業者に報告があった場合には、仕入控除税額の全部又は一部を補助事業者に納付させることができます。

また、間接補助事業者から消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることができます。

カ 財産処分に関する事項

間接補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに間接補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円（次世代育成支援対策施設整備交付金により社会福祉法人等が事業を行う場合は機械器具の単価は30万円以上となります）以上の機械器具等については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、補助事業者の承認を受けないで、間接補助金等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはいけません。

また、補助事業者は、間接補助事業者が行う財産処分を承認しようとする場合には、あらかじめ、地方厚生（支）局長の承認を受けなければなりません。

補助事業者の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることができます。

間接補助事業者から財産の処分による収入があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることができます。